

## 船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建物を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による市長の認可を得て法第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を新たに設置する場合に、当該建物の賃借に係る経費を対象に、予算額の範囲内において補助金を交付することにより、保育所待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号。以下「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等」という。）第1条第12号に規定にする公定価格をいう。
- (2) 賃借料加算 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等第1条第51号に規定する賃借料加算をいう。

### (交付の対象)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、建物を賃借することにより保育所等（保育所又は保育所分園（保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「保育所分園設置運営要綱」に基づき設置されるもの。）をいう。以下同じ。）を設置し、継続的に保育を実施する者（以下「設置者」という。）とする。

### (補助の要件)

第4条 補助の対象となる保育所等は、次の第2項又は第3項に掲げる要件を満たすものとする。

2 平成21年7月9日から令和4年4月1日までの間に開所した保育所等であり、次の各号に掲げる要件を満たすもの。

- (1) 市長が別に定める区域で新たに設置する保育所等であること。
- (2) 保育所にあつては、開所後に公定価格のうち賃借料加算の要件を満たすこと。
- (3) 原則として、認可定員（法第35条第4項の規定による市長の認可を受けるもの。以下同じ。）と利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認において定めるもの。以下同じ。）が一致すること。ただし、実際の利用人数の実情に合わせて認可定員の範囲内で利用定員を設定することについて、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- (4) 設定した定員を充足する人数を積極的に受け入れる職員の体制を整えていること。

(5) その他、補助金の交付について、不相当と認める事由がないこと。

3 令和6年4月1日以降に新たに開所した保育所等であり、次の各号に掲げる要件を満たすもの。

(1) 前項各号に掲げる要件を満たすこと。

(2) 補助金の交付を受けようとする年度において、千葉県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の適用対象となること。

(3) 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が設置運営事業者として内定した者であること。

4 次の各号に定める場合は補助対象としない。

(1) 賃借する建物の所有者又は貸主が、設置者（法人である場合は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む）の親族又は寄付者等、設置者と密接な関係にある場合

(2) 賃借する建物の貸主が、建物の所有者と同一でない場合

5 前項各号の規定にかかわらず、市長が相当と認める場合は、補助対象とすることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建物を借り上げて保育所等を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物賃借料（保育所等を開所した日以降に支払われるもので、共益費及び管理費を含み、礼金及び更新料並びに敷金及び保証金を除く。）とする。ただし、次の各号に定める区分に該当する場合にあつては、当該各号に定める額を1年度あたりの補助対象経費とする。

(1) 第4条第2項の要件を満たし、建物賃借料の累計額が年度の途中に補助基準額

（別表に掲げる認可定員区分に応じた補助基準額をいう。以下同じ。）に達する保育所等 次の区分の期間に要した建物賃借料について、それぞれ定める額の合計額

ア 補助基準額に達する月の前月まで 当該月の建物賃借料の額

イ 補助基準額に達する月 ①②の合計額

① 補助基準額に達するまでの額

② 800万円に1/12を乗じて得た額と、当該月の建物賃借料から①を控除した額とを比較し、どちらか低い額

ウ 補助基準額に達する月の翌月以後 実額（当該月数を12で除して得た値に800万円を乗じて得た額を上限とする）

(2) 第4条第3項の要件を満たす保育所等 当該年度において支払う建物賃借料の実額と、当該保育所等の開所時の認可定員×賃借料加算額（当該認可定員区分による単価）×12×3の額を比較し、どちらか低い額

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 千葉県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における「都市部における保育所等への賃借料支援事業」の適用対象となる場合 前条に定める1年度あたりの補助対象経費から公定価格のうち賃借料加算に相当する額（各月初日の利用子ども数の

合計に一人あたりの賃借料加算の加算額を乗じて得た額とする。以下同じ。)及び寄付金その他収入額を控除した額と、2,200万円とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額

(2) 第4条第2項に定める要件を満たす保育所等であって、前号以外の場合 前条に定める1年度あたりの補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額から、他の補助金及び公定価格のうち賃借料加算に相当する額を控除した額

(3) 第4条第2項に定める要件を満たす保育所等であって、年度の途中で補助対象経費の総額が補助基準額に達する場合 補助対象経費の総額が補助基準額に達する以前と、補助対象経費の総額が補助基準額に達した後におけるそれぞれの補助対象経費に対して前2号に掲げる計算方法にて額を算出し、併せた額

2 前項各号の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

#### (補助対象期間)

第7条 補助の対象となる期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第4条第2項の要件を満たす保育所等にあつては、保育所等の開所から10年を経過するまでとする。ただし、10年を経過した時点において、補助対象経費の総額が補助基準額に達していない場合は、補助対象経費の総額が補助基準額に達する月までとする。

(2) 第4条第3項の要件を満たす保育所等にあつては、保育所等の開所から5年を経過するまでとする。

#### (事業計画等の提出)

第8条 新たに開所する保育所等について補助金の交付を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)は、市長が指定した期日までに、保育所等の事業計画について、交付を受けようとする補助金の額の算定に係る補助対象経費が確認できる建物賃貸借契約書その他の書類を付して市長に提出するものとする。

#### (補助の内示)

第9条 市長は、前条の規定による事業計画の提出があつた場合は、第4条各項に基づき補助金の交付の適否について審査し、申請予定者に通知するものとする。

#### (交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、当該年度の3月31日までに船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、新たに補助金の交付を受けようとする場合における申請は、前条の規定による補助の内示を受けたものでなければならない。

#### (交付可否の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定するときは、次の条件を付すものとする。

(1) 補助の対象となる保育所等を設置し、保育を実施する事業（以下「補助事業」という。）の内容のうち次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(2) 補助事業の一部又は全部を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（交付の時期）

第12条 第11条の規定による申請に係る補助金については、当該年度の補助対象経費の支払が完了した後において交付する。

（交付決定の取消等）

第13条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第14条 消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、船橋市民間保育所建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（補助金の返還）

第15条 市長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市民間保育所建物賃借料補助金返還命令書（第4号様式）（以下、「返還命令書」という。）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助事業者から仕入控除税額についての報告を受け、補助金返還の必要がある場合には、期限を定めて、返還命令書によりその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第16条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（調査又は報告）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（その他）

第18条 補助金の交付を受けたものは、第7条に定める期間が終了した以降の保育所等の運営について、資金計画等の策定等、保育所等の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかななければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に整備した施設の補助金の額について適用し、同日前に整備した施設の補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。  
(経過措置)
- 2 子育て対策臨時特例交付金(安心こども基金)における賃貸物件による保育所整備事業等の国庫補助を受けた保育所等について、当該補助に係る残額が生じている間は、改正後の第7条第2号の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月15日から施行する。  
(補助の対象となる保育所等の特例)
- 2 この要綱の施行の日前に開所した保育所等及び船橋市民間保育所建物改修費等補助金の補助の対象となる保育所等については、改正後の第7条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に開所した保育所等及び船橋市民間保育所建物改修費等補助金の補助の対象となる保育所等については、改正後の第7条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月15日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に開所した保育所等及び船橋市民間保育所建物改修費等補助金の補助の対象となる保育所等については、改正後の第7条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年1月15日から施行し、改正後の別表2の規定を除き平成29年4月1日から適用する。  
(補助金の額の算出に関する特例)

2 平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年8月3日 厚生労働省発子0803第2号）における「都市部における保育所等への賃借料支援事業」の適用対象となる保育所等に係る補助金の額は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、一の年度内に支払う補助対象経費から公定価格のうち賃借料加算に相当する額及び寄付金その他収入額を控除した額と、2,200万円とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に開所した保育所等及び第9条の補助の内示を受けた保育所等については、なお従前の例による。

（補助の要件の特例）

3 （仮称）宮本9丁目保育園プロポーザル（平成29年度子第784号）において船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が保育所の設置運営事業者として内定した者が設置する当該内定に係る保育所については、第7条第2号の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に開所した保育所等及び第9条の補助の内示を受けた保育所等については、なお従前の例による。

（補助金の額の算出に関する特例）

3 平成30年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日 厚生労働省発子1017第5号）における「都市部における保育所等への賃借料支援事業」の適用対象となる保育所等に係る補助金の額は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、一の年度内に支払う補助対象経費から公定価格のうち賃借料加算に相当する額及び寄付金その他収入額を控除した額と、2,200万円とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

(補助要件の特例)

2 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が保育所等の設置運営事業者として内定した者が令和6年4月1日以降に新たに開所する保育所等については、第4条第3項に掲げる要件に加え、当該年度の船橋市一般会計予算における当該補助金の予算が成立することを要件とする。



## 別表

認可定員※1	補助基準額※2	補助率
20人から29人	5,200万円	3/4 ただし、次のいずれかの場合は、1/2 ア 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可を受けていないものを改修して保育所等を設置する場合 イ 補助対象経費の総額が補助基準額に達した場合
30人から39人	6,300万円	
40人から49人	7,400万円	
50人から59人	8,500万円	
60人から69人	9,600万円	
70人から79人	10,700万円	
80人から89人	11,800万円	
90人から99人	12,900万円	
100人以上	14,000万円	
<p>※1 令和4年4月1日以前に開所した保育所等にあつては、令和4年4月1日時点のものとし、令和6年4月1日以降に開所した保育所等にあつては、開所時点のものとする。</p> <p>※2 平成27年3月31日以前に開所した保育所等にあつては、認可定員にかかわらず、4,000万円とする。</p>		

年 月 日

船橋市長 あて

保育所名  
法人名  
所在地  
代表者氏名

船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付申請書

民間保育所建物賃借料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請に係る補助対象経費の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)

2 年度内の各月初日の利用子ども数の合計 人  
(内訳)

年 4月	人	10月	人
5月	人	11月	人
6月	人	12月	人
7月	人	年 1月	人
8月	人	2月	人
9月	人	3月	人

3 交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 当該建物の賃貸借契約書の写し
- (2) 当該建物の登記事項証明書
- (3) 当該保育所を営営する法人と所有者又は貸主が特別の関係のある者でないことを誓約する書類
- (4) 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様

船橋市長

船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった民間保育所建物賃借料補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付の条件

要綱第11条第2項及び第14条に規定する事項を遵守すること。

2 交付しない。

(理由)

年 月 日

船橋市長 あて

保育所名  
法人名  
所在地  
代表者氏名

船橋市民間保育所建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日付船橋市 指令第 号により交付決定のあった船橋市民間保育所建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 確定申告により確定した船橋市民間保育所建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること。）

金 円

※0円の場合はその理由（該当するものに☑）

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

4 添付資料

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

- ・別紙 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

第3号様式 別紙

添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	確認欄
消費税の確定申告の義務がない	○免税事務所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算書）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

様

船橋市長

船橋市民間保育所建物賃借料補助金返還命令書

船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱第15条の規定により、次の通り補助金の返還を命ずる。

返 還 す べ き 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	
補助対象施設の名称	
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円